

静 情 審 第 5 号

平成29年4月24日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会

会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年12月7日付け静公委相第6356号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

メンタルヘルス研修会に係る文書の部分開示決定に対する審査請求（諮問第205号）

別紙

1 審査会の結論

別記1に掲げる公文書の開示請求に対し、静岡県警察本部長が別記2に掲げる文書1から文書6（文書1から文書6までをあわせて「本件対象公文書」という。）を特定し、別記3に掲げる部分を開示しないこととした決定については、別記4に掲げる部分を開示すべきである。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成27年8月11日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県警察本部長（以下「処分庁」という。）に対し、別記1に掲げる公文書の開示を請求し、同月13日、処分庁は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成27年10月1日、処分庁は、本件対象公文書を特定した上で、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成27年11月3日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により静岡県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し審査請求を行い、同月4日、諮問庁は、これを受け付けた。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、請求に係る文書をさらに特定した上で、全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 全所属に対し調査したにもかかわらず、厚生課だけが特定され、それにより、事後的に会計課においても特定されたとのことであるが、当該調査時点で、厚生課だけでなく、会計課が特定されていなかったということは、厚生課、会計課以外にも文書が保有されているにもかかわらず特定されていないおそれがある。
- (2) 特定のクリニックの精神科医が静岡県警察学校で講師をしてきたことが、同クリニックのホームページ上で公になっているにもかかわらず、静岡県警察学校の公文書が全く特定されていない。上記講義に関する公文書やそれに類する公文書は特定すべきである。
- (3) 報償費は当然税金であることから、行政には、誰に対するいくらの支出があったかといった情報を主権者に説明する責任がある。個人に関する情報であるといえる所得とは、年収や月収などをいうものであり、本件では、講師に対する報償費の価額からは講師個人の月収や年収などを推測することは不可能である。旅費について

は、既に満額旅費として消費されたものであることから個人の所得とはいえず、講演場所に移動するという目的からしても到底個人に関する情報であるとまではいえない。

- (4) 勤務先の病院や事務所が旅費の基点であれば、公になっている情報であることから、最寄駅名や交通費の金額まで開示すべきである。仮に自宅が旅費の基点であり、旅費計算の基点が非開示のままだと、情報公開請求に対して非開示であることをいいことに、悪用し、旅費請求の書類を偽装して実際の交通費よりも多くの金額を税金から支出して講師に利益供与することが野放しにされてしまう。
- (5) 処分庁には、過去に交通費を違法に支出していた前例がある。現在でも、交通費が「裏金」として使用されていないか調査するために、交通費に関する情報は最大限開示すべきである。
- (6) 静岡県指定管理者の口座情報は、説明責任があるため、最低限、金融機関名、預金種別までは開示すべきである。

4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁において、精神科医若しくは心療内科医を講師とする研修等の開催実績の有無及び実績があった場合の当該研修会に係る公文書の保有の有無について全所属に対し調査した結果、厚生課で該当があることが確認できたため、当該研修会に関して、公費を支出する際に作成した会計関係文書を特定した。
- (2) 警察職員の職務の遂行に係る情報は、条例第7条第2号ただし書ウに該当するが、氏名については開示しないことが明記されており、同号ただし書ア又はイに該当する場合のみ開示することとなる。警視級以上の職にある職員の氏名は県職員録に登載され、警部級以上の職にある職員の氏名は、人事異動の際に新聞等のマスコミで報道されていることから、慣行として公にされている情報と考えるが、今回の対象公文書については、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、警察職員の氏名を公にすることの必要性は認められない。
- (3) 公金の支出先が個人である場合は、当該情報は条例の定める個人情報に該当し、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから非開示と判断し、本件にあっては、講師の氏名を明らかにしている状況から当該個人の所得に関する情報として非開示としたものである。
- (4) 講師の謝金に対する課税額を明らかにした場合、非開示情報と判断した個人の所得である謝金額を公にする結果にもなり、開示することにより権利利益を害するおそれがある。
- (5) 講師の所得や納税額を推認させる情報を公にすることにより、以後の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (6) 法人の振込口座に関する情報は、一般的に事業者自身が公にしているものではなく、公にすることにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

処分庁は、別記1の開示請求を受け、精神科医又は心療内科医を講師とする研修等の開催実績の有無及び開催実績があった場合の当該研修会に係る公文書の保有の有無について全所属に対し調査した上で、平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会、平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書として、別記2の本件対象公文書を特定した。

本件対象公文書は、研修会ごとの講師の謝金及び旅費並びに会場使用料に係る支出関係書類である。

(2) 非開示情報該当性について

処分庁は、本件対象公文書について別記3に掲げる部分を開示しないこととしており、諮問庁も当該判断を妥当としていることから、以下、検討する。

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名、印影

支出票等の会計書類に記載された警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が、条例第7条第2号の個人情報に該当するとして非開示とされている。

当該情報は、処分庁の判断のとおり、特定の個人に関する情報であるから、条例第7条第2号ただし書のいずれかに該当する場合には、開示されることになる。

条例第7条第2号ただし書ウによれば、公務員等の職務の遂行に係る情報については、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行に係る部分は開示すべきだとされているが、警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いため、一律に氏名を開示しないこととされている。

したがって、警察職員は公務員ではあるが、その氏名に係る部分については条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

そこで、条例第7条第2号ただし書ア又はイに該当するか否かが問題となるが、本件対象公文書で非開示とされているのは、警部補（同相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影であり、同号ただし書ア又はイに該当する事情も認

められないことから、非開示とすることが妥当である。

イ 講師（個人）の郵便番号、住所、振込先口座、謝金及び旅費に関する情報

講師の謝金や旅費の支出に係る文書に記載された講師の郵便番号、住所、振込先口座、謝金額、旅費額及びそれらを類推させる情報が非開示とされている。

これらの情報は、講師の氏名とともに全体が一体として条例第7条第2号本文前段に規定する講師の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

また、これら一体としての情報のうち、講師の氏名は本件処分において開示されていることから、条例第8条第2項による部分開示の余地はない。

ウ 法人に対する謝金及び会場借上料の振込先口座情報（金融機関名、本支店名、預金種別、口座番号）

講師謝金に係る支出票に記載された法人Aの口座情報並びに会場使用料に係る支出票及びそれに添付された請求書に記載された法人Bの口座情報が非開示とされている。

諮問庁は、一般的に事業者自身が公にしている情報ではなく公にすることにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号に該当し、処分庁が非開示としたことは妥当であったと判断している。

法人の口座情報は、本来は、いわゆる内部管理情報として、その開示の可否、範囲を自ら決定することができる性質のものと考えられるが、他方で、決済等の便宜を考慮して広く公にするという扱いがなされる場合もある。口座情報についてこのような実態があることを考慮すると、具体的に口座情報が、条例第7条第3号に該当するかどうかについては、その利用目的・実態、顧客等一般への周知状況、犯罪のおそれなどを総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、当該法人の口座情報の管理状況を踏まえ、内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと判断される場合には、当該情報の開示によって、当該法人の正当な利益を損なうおそれがあるため、非開示とすべきであるが、口座情報を内部限りに管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられるような場合には、これを開示しても債権者の正当な利益等が損なわれると認められないため、開示すべきこととなる。

これを本件についてみると、法人Bの口座情報は、男女共同参画の推進のための拠点として静岡県が設置している公の施設の使用料金の支払先に関するものであり、広く県民等の利用が想定されることから、口座番号等を内部限りに管理することよりも、決済の便宜に資することを優先させているものと考えられるため、開示すべきである。

他方、法人Aは、全国に複数の営業所を有するものの、民間企業、官公庁等を対象にしたカウンセリングやメンタルヘルス教育などを事業内容とするものであり、不特定多数の者が新規に顧客となり得るのが通例であるような業務態様とはいえ、内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないと判断されることから、法人Aの口座情報については、非開示とすることが妥当である。

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記1 開示請求の内容

静岡県警察学校その他これに類するところで精神科医・心療内科医が講師等の教職員をすることに関して取得または作成または使用等をされた公文書一切。たとえば、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法第38条に規定される文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、講演・講座の依頼文、配布資料、レジュメ、授業を受けた感想、その日の日誌、試験の問題・模範解答や回答例・生徒や学生からの解答用紙・正答率や誤答率の割合等、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。広く解釈して御特定ください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であっても、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。

別記2 処分庁が特定した公文書（「本件対象公文書」）

文書	対象公文書
1	平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会における講師謝金の支出について (1) 支出負担行為伺（支出負担行為番号803） (2) 支出票（支出番号80301）
2	平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会における講師謝金の支出について (1) 支出負担行為伺（2494） (2) 支出票（支出番号249401）
3	平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会における講師謝金の支出について (1) 支出負担行為伺（537） (2) 支出票（53701）
4	平成26年度その他旅費の支出について（厚生） 支出票（兼支出負担行為）（支出番号592901）
5	平成27年度その他旅費の支出について（厚生） 支出票（兼支出負担行為）（支出番号215301）
6	平成26年度会場使用料の支出について (1) 支出負担行為伺（750） (2) 支出票（75001）

別記3 処分庁が開示しないこととした部分（開示しないこととした部分の欄の○数字は条例第7条の号数）

1 平成26年度 中間管理職員メンタルヘルス研修会における講師謝金の支出について

(1) 支出負担行為伺（支出負担行為伺番号 803）

文書の内訳		開示しないこととした部分
ア	支出負担行為伺	②起案者の氏名及び印影 ②決裁欄の警部補（同相当職を含む。）以下の職員の印影 ②今回執行額及び講師（個人）の謝金基礎額 ②⑥（予算）残額及び講師2者分の合計額
イ	支出負担行為伺内訳書	②講師（個人）の郵便番号、住所及び今回執行額 ②⑥2者分の今回執行額合計

(2) 支出票（支出番号 80301）

文書の内訳		開示しないこととした部分
ア	支出票	②起案者の氏名及び印影 ②決裁欄の警部補（同相当職を含む。）以下の職員の印影 ②⑥講師2者分の支出額、引去額及び支給額
イ	支出内訳書	②講師（個人）の郵便番号、住所、口座情報、支出額、引去額、支給額及び振替額 ③講師（法人）の口座情報 ②⑥2者分の支出額合計
ウ	支出票公金振替内訳書	②課税対象額 ②⑥振替額

2 平成26年度 管理監督者メンタルヘルス研修会における講師謝金の支出について

(1) 支出負担行為伺（支出負担行為伺番号 2494）

文書の内訳		開示しないこととした部分
	支出負担行為伺	②起案者の氏名及び印影 ②決裁欄の警部補（同相当職を含む。）以下の職員の印影 ②今回執行額 ②⑥（予算）残額 ②講師（個人）の郵便番号、住所及び謝金基礎額

(2) 支出票（249401）

文書の内訳		開示しないこととした部分
ア	支出票	②起案者の氏名及び印影 ②支出額、引去額及び支給額 ②講師（個人）の郵便番号、住所及び口座情報
イ	支出票公金振替内訳書	②課税対象額 ②⑥振替額

3 平成 27 年度 管理監督者メンタルヘルス研修会における講師謝金の支出について

(1) 支出負担行為何 (支出負担行為何番号 537)

文書の内訳		開示しないこととした部分
	支出負担行為何	②起案者氏名及び印影 ②決裁欄の警部補 (同相当職を含む。) 以下の職員の印影 ②今回執行額 ②⑥ (予算) 残額 ②講師 (個人) の郵便番号、住所及び謝金基礎額

(2) 支出票 (53701)

文書の内訳		開示しないこととした部分
ア	支出票	②起案者の氏名及び印影 ②決裁欄の警部補 (同相当職を含む。) 以下の職員の印影 ②②支出額、引去額及び支給額 ②講師 (個人) の郵便番号、住所及び口座情報
イ	支出票公金振替内訳書	②課税対象額 ②⑥振替額

4 平成 26 年度 その他旅費の支出について (厚生)

支出票 (兼支出負担行為) (支出番号 592901)

文書の内訳		開示しないこととした部分
ア	支出票 (兼支出負担行為)	②起案者の氏名及び印影 ②支出額、引去額及び支給額 ②⑥ (予算) 残額 ②講師 (個人) の郵便番号、住所及び口座情報
イ	支出票 (兼支出負担行為) 公金振替内訳書	②課税対象額 ②⑥振替額

5 平成 27 年度 その他旅費の支出について (厚生)

支出票 (兼支出負担行為) (支出番号 215301)

文書の内訳		開示しないこととした部分
ア	支出票 (兼支出負担行為)	②起案者の氏名及び印影 ②決裁欄の警部補 (同相当職を含む。) 以下の職員の印影 ②支出額、引去額及び支給額 ②⑥ (予算) 残額 ②講師 (個人) の郵便番号、住所及び口座情報
イ	支出票 (兼支出負担行為) 公金振替内訳書	②課税対象額 ②⑥振替額

6 平成 26 年度 会場使用料の支出について

(1) 支出負担行為何 (前金払何) (支出負担行為番号 750)

文書の内訳		開示しないこととした部分
	支出負担行為何 (支出)	②起案者の氏名及び印影

文書の内訳		開示しないこととした部分
	負担行為何番号 750)	②決裁欄の警部補（同相当職を含む。）以下の職員の印影

(2) 支出票（支出番号 75001）

文書の内訳		開示しないこととした部分
ア	支出票	②起案者の氏名及び印影 ③法人の口座情報
イ	請求書	③法人の口座情報

別記 4 開示すべき部分

文書 6 平成 26 年度 会場使用料の支出について
支出票（支出番号 75001）及び請求書における法人の口座情報

別記 5 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 27 年 12 月 7 日	諮問庁から諮問書を受け付けた。	
平成 28 年 2 月 5 日	諮問庁の意見書を受け付けた。	
平成 28 年 3 月 8 日	審査請求人の意見書を受け付けた。	
平成 28 年 5 月 30 日	審議	第 296 回
平成 28 年 6 月 16 日	諮問庁の意見書 2 を受け付けた。	
平成 28 年 6 月 27 日	審議	第 297 回
平成 28 年 7 月 20 日	審査請求人の意見書 2 を受け付けた。	
平成 28 年 8 月 29 日	審議	第 299 回
平成 28 年 10 月 31 日	審議	第 301 回
平成 29 年 1 月 23 日	審議	第 304 回
平成 29 年 2 月 27 日	審議	第 305 回
平成 29 年 3 月 27 日	審議	第 306 回
平成 29 年 4 月 24 日	審議、答申	第 307 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学 教育学部 教授	第 301 回、第 304 回～ 第 307 回
興 津 哲 雄	弁護士	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 301 回、 第 304 回～第 307 回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 301 回、 第 304 回～第 307 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 304 回～ 第 307 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 296 回、第 297 回、 第 299 回、第 301 回、 第 304 回、第 306 回、 第 307 回
森 俊太	静岡文化芸術大学 文化政策学部長	第 296 回、第 297 回、 第 301 回、第 304 回、 第 305 回、第 307 回